

公開性のある緑空間の創出支援事業要綱

制 定 令和6年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、「横浜みどりアップ計画」に基づき、事業者に助成金を交付することにより、市街地における緑の創出、公開性の高い緑化の推進や生物多様性に寄与する緑化などの効果的な緑化による民有地の緑化を推進し、都市環境の向上に寄与することを目的とする。

2 公開性のある緑空間の創出支援事業における助成金の交付については、予算の範囲内とし、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「助成事業」とは、助成金の交付の対象となる公開性のある緑空間の創出支援事業をいう。
- (2) 「助成事業者」とは、助成事業を行うことを目的として、理事長に助成金の交付申請をし、交付の決定を受けた者をいう。
- (3) 「民有地」とは、国、地方公共団体若しくはその他の公共団体又はこれらの者に準ずる者の所有でない土地のことをいう。ただし、自治会館、町内会館等の施設を設置するために、地縁団体等が借り受けた横浜市所有地は民有地とみなし、第19条で定める財産処分の制限期間を超える借り受けの残り期間がある場合、助成対象とする。
- (4) 「公開性」とは広く一般の人が常時立ち入ることができる状態をいう。ただし、防犯上又は安全上の理由によりやむを得ない場合は、立ち入る時間帯を限定することができる。
- (5) 「道路等」とは、道路(公道)、水路及び公園等不特定多数の市民が常時利用する公共施設又は公開空地等をいう。
- (6) 「地面緑化」とは市街化区域内の民有地において、屋外で公開性のある地面部分の緑化をいう。
- (7) 「屋上緑化」とは、市街化区域内の民有地において、日常的に管理でき、かつ、利用を前提として公開性があり、安全に立ち入ることのできる屋根又はバルコニーの緑化で、上部に構造物がない部分をいう。
- (8) 「壁面緑化」とは、市街化区域内の民有地において、公開性がある建築物の敷地に存する建築物の外壁面で、上部に構造物がない部分の緑化をいう。ただし、灌水施設の設置や日照の確保など、植物が適切に生育できる環境を整えた場合は、上部に構造物がある部分を含むことができる。
- (9) 「フェンス・擁壁等の緑化」とは市街化区域内の民有地において、公開性のある建築物の敷地にあるフェンスや擁壁等、又は、建築物の敷地で道路等に面するフェンスや擁壁等の施設を主たる誘引資材として利用する緑化をいう。

- (10) 「道路等に面した緑化」とは、市街化区域内の私有地で、建築物の敷地のうち、道路等に面した緑化で、地面部分に緑化されたものをいう。ただし、別表1の項目1を除く。
- (11) 「緑地」とは、縁石等で仕切られ、植物の植えられている区画をいい、縁石等の構造物は含まない。
- (12) 「樹木緑化」とは、高木、中木又は低木からなる樹木による緑化をいい、ツル性木本による緑化は含まない。
- (13) 「高木」とは、しゅん工時の高さが2.5メートル以上の樹木をいう。
- (14) 「中木」とは、しゅん工時の高さが1メートル以上2.5メートル未満の樹木をいう。
- (15) 「低木」とは、しゅん工時の高さが0.4メートル以上1メートル未満の樹木をいう。
- (16) 「芝等緑化」とは、芝、地被類又は多年生草本（タケ・ササ類を含む。）により地表面を覆う緑化をいう。
- (17) 「その他緑化」とは、樹木緑化及び芝等緑化以外の一年草や菜園等による緑化をいう。
- (18) 「市内中小企業者」とは、横浜市中小企業振興基本条例（平成22年3月横浜市条例第9号）第2条第1項に規定するものをいう。

（助成事業の対象となる事業）

第3条 助成事業の対象となる事業は、別表1に定めるもののほか、次の各号に定めるものとし、申請場所の緑化面積が増加する場合は再整備も対象とする。なお、緑化を計画する際は、別表1の備考欄を参考に生物多様性の向上に寄与するよう努めなければならない。

- (1) 原則、過去に横浜市事業による助成を受けて緑化した箇所を除き、かつ、申請は一敷地について会計年度内に1回のみとする。
- (2) 法律等により緑化率の定めがある場合は、その基準を超えた部分の緑化とする。
- (3) 本事業で助成対象となる緑化が他の助成等を受けていないこと。ただし、国土交通省が実施しているグリーンインフラ活用型都市構築支援事業を除く。
- (4) 理事長が別に定める受付期間内に申請がなされ、かつ申請の年度内に当該助成事業の完了が見込まれるもの。

2 別表の項目1、項目2、項目5の緑化面積は、樹木緑化及び芝等緑化による緑地の水平投影面積（以下「面積」という。）をいう。なお、樹木緑化の場合、高木は1本当たり10平方メートル、中木は1本当たり4平方メートル、低木は1本当たり1平方メートルとして面積換算するが、換算した面積が緑地の面積より大きくなる場合は、緑地の面積を樹木緑化面積とする。ただし、各緑化の面積は、重複して計上することはできないものとする。また、項目1及び項目5の緑化で、プランターのみによる緑化は対象としない。

3 別表1の項目3の壁面緑化の面積は、緑化施設が建築物の外壁と一体的に整備されている部分について、次のいずれかの方法により算出した面積の合計とする。

- (1) 壁面の1平方メートル方眼当たり、適切な誘引施設が設置され、かつ、ツル性木本が水平方向1平方メートル当たり3株以上植栽されている部分の面積
- (2) 土壌その他これに類する資材の植栽基盤が面的に設置されるパネル工法等による壁面緑化を行う場合、緑化面積は、植栽に覆われる部分の実面積をいう。ただし、土壌その他これに類

する資材は、植物体を支えるだけでなく、根が伸長できる性質と十分な厚みがあり保水性及び排水性が確保できるものでなければならない。

4 別表1の項目4のフェンスや擁壁を主たる誘引資材として緑化する場合の緑化面積は、ツル性木本の植物に覆われている部分の合計がしゅん工時に垂直方向に1メートル以上となる部分について、水平投影の長さに1メートルを乗じて得た面積をいう。ただし、ツル性木本が水平方向に1メートル当たり3株以上植栽され、かつ、垂直方向に1メートル以上連続して覆うことが可能な壁面（誘引施設等）が設置されている場合は、水平方向の延長に含めることができる。

5 別表1の項目5における道路等に面した緑化は次の各号に定めるものとする。

(1) 対象となる範囲（別図1）

ア 敷地が道路等に接道している部分。また、奥行きは、道路等との境界から3メートル以内とする。

イ 緑地に接する道路等の地盤面と緑地地盤面との高低差が1メートル以内とし、緑地地盤面を超える擁壁、ブロック塀、フェンス及びその他これらに類する視界を遮るもの（生垣を含む。以下「構造物等」という。）がないこと。

(2) 対象外とする範囲

ア 建築基準法第42条第2項の規定に基づき横浜市が指定する道路（通称：2項道路）に接し、道路中心線から後退して設定した道路のみなし境界線と既存道路との間の民有地部分（別図2）

イ 構造物等が設置又は計画されている場合、視認する側から見て構造物等の後方部分（別図1）

6 緑地の土壌厚は、別表2を目安に植物の生育が適切に確保できるものとする。

7 別表1の項目1から項目5でプランターによる緑化は容量が50リットル以上で、かつ、耐久性があり、植物の生育に支障がないもので、転倒がないよう設置場所に固定されているものとする。

8 その他緑化は助成の対象としない。

（助成事業の対象経費）

第4条 助成事業のうち、別表1の項目1から項目5について、対象となる経費は、次に掲げる工事等に要する経費とする（別表3）。

(1) 緑化に係る基盤整備及び灌水施設の工事費

(2) 緑化に係る基盤整備及び灌水施設に要する材料、土壌並びに樹木等の購入費

(3) 樹木等の植栽費

(4) 緑化工事に係る荷揚費、運搬費、労務費、園路、ベンチ、植栽地の見切材や柵等、樹木保護蓋等の緑化関連施設の設置費、及び第3条3項1号の壁面緑化を行うための誘引施設については、助成対象経費の30%以内を上限として含むことができる。ただし、別表1の項目4のフェンスや擁壁等の整備にかかる費用は含まない。

(助成額)

第5条 助成の額は、別表1のとおりとする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

(助成金の交付の申請)

第6条 助成金の交付の申請ができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、国、地方公共団体若しくはその他公共団体又はこれらの者に準ずる者を除く。

- (1) 助成事業を行う当該建築物の所有者若しくは建築主又は土地の所有者
- (2) 前号に定める者から承諾を得た者

2 助成事業のうち、別表1の項目1から項目5の助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成事業の着工前に、公開性のある緑空間の創出支援事業助成金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる図書を添えて理事長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 案内図
- (3) 収支予算書（第3号様式）
- (4) 工事費見積書（写）若しくはそれに類するもの又は設計書（写）
- (5) 緑化関係図

ア 敷地平面図及び建物等配置図

イ 緑化場所の位置図及び平面図、緑化求積図、植栽計画図及び断面図並びにその他必要な施設図等

- (6) 施工前写真。ただし、申請時に対象の建築物等が未完成の場合には、実績報告書に添付することができる。
- (7) 別表1の項目2又は項目3の屋上緑化、壁面緑化を整備する場合、対象の建築物が建築基準関係規定に適合していることを証する検査済証（写）又は確認済証（写）。
- (8) 基準以上の緑化をしていることを証する書類（写）。ただし、法令等により緑化率の定めがある場合に限る。
- (9) 第1項第1号に該当する者の承諾書（第1項第2号の者が申請する場合）
- (10) その他理事長が必要と認める書類

3 第2項第4号の見積書については、市内中小企業者から徴収するよう努めなければならない。

4 申請者は、第2項による交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

(助成金の交付の決定等)

第7条 理事長は、助成金交付の申請があったときは、当該申請に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは、公開性のある緑空間の創出支援事業助成金交付決定通知書（第4号様式）により、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の規定による審査の結果、助成金を交付することが不適當であると認めるときは、公開性のある緑空間の創出支援事業助成金不交付決定通知書（第5号様式）により、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

（助成金の交付の条件）

第8条 理事長は、助成金の交付を決定する場合において必要があると認められるときは、助成金の交付の目的を達成するために必要な限度において、条件を付することができる。

2 助成事業者は、次の事項に配慮して本助成事業を行うものとする。

(1) 将来にわたり樹木等が良好に生育するよう、日照及び良好な土壌環境の確保等に配慮すること。

(2) 近隣への日照障害、枝葉の越境回避等周辺環境に悪影響を及ぼさないようにすること。

3 助成事業者は、第11条の規定による助成金額確定の通知日の翌年度から最低5年間は、樹木等の育成管理に努めなければならない。本助成事業の完了後に当該緑化整備地を所有する者についても、同様とする。

（助成事業の内容の変更等）

第9条 助成事業者は、助成事業の内容を変更しようとする場合又は助成事業を廃止しようとする場合は、速やかに公開性のある緑空間の創出支援事業変更・廃止承認申請書（第6号様式）に関係図書（変更しようとする場合に限る。）を添付して申請し、理事長の承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、公開性のある緑空間の創出支援事業変更・廃止承認通知書（第7号様式）により、その旨を申請者に通知するものとする。

3 理事長は、前項の審査の結果、承認することが不適當であると認めるときは、公開性のある緑空間の創出支援事業変更・廃止不承認通知書（第8号様式）により、その旨を申請者に通知するものとする。

4 第1項に規定する助成事業の内容等の変更について、次の各号に掲げる事項以外の軽微な変更は理事長の承認を要しない。

(1) 法人の代表者名等の変更

(2) 施工箇所、工種又は工法の変更

(3) 助成事業における経費の配分の変更

（実績報告書の提出）

第10条 助成事業者は、助成事業のうち、別表1の項目1から項目5による事業が完了したときは、速やかに公開性のある緑空間の創出支援事業実績報告書（第9号様式）に、次に掲げる図書を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（第3号様式）
- (2) 請求書（写）若しくはそれに類するもの又は契約書（写）
- (3) 助成事業施工中及び完了写真
- (4) 助成事業に関わる領収書（写）又は支出を証する書類（写）。ただし、実績報告時での提出が困難である場合は、助成金支払請求時に添付することができる。
- (5) その他理事長が必要と認める書類

2 第6条第5項のただし書きにより交付の申請をした助成事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければならない。

3 第6条第5項のただし書きにより交付の申請をした助成事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した助成事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）について、速やかに理事長に報告するとともに、理事長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（助成金額の確定）

第11条 理事長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該実績報告書及びその添付図書の内容又は完了検査により審査し、助成金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定して、公開性のある緑空間の創出支援事業助成金額確定通知書（第10号様式）により、その額を助成事業者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第12条 理事長は、前条の規定において、その報告内容又は完了検査による審査の結果、助成金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを助成事業者に対して指示することができる。

（助成金の請求）

第13条 助成金の支払を受けようとする助成事業者は、第11条の規定による通知を受けたときは、速やかに公開性のある緑空間の創出支援事業助成金支払請求書（第11号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により助成金の支払の請求があったときは、適法な請求書の受理日から30日以内に当該助成金を支払うものとする。

（指示書の通知）

第14条 理事長は、故意又は重大な過失により、助成金交付の決定の内容及びこれに付した条件が遂行されていないと認めるときは、助成事業者に対し、公開性のある緑空間の創出支援事業改善指示書（第12号様式）によって管理状況の改善を指示することができる。

2 助成事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに公開性のある緑空間の創出支援事業改善回答書(第13号様式)を理事長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 理事長は、助成事業者が次のいずれかに該当するときは、助成金交付の決定の内容の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (2) 助成事業に関して助成金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 助成金の交付申請年度内に、第10条第1項の規定による実績報告書を提出しないとき。
- (4) 虚偽その他不正な手段により助成金交付の決定又は助成金の交付を受けたとき。
- (5) 第17条第1項及び第2項に定める内容に違反したと認められるとき。
- (6) その他理事長が認めるとき。

2 前項の規定は、第11条の規定により助成金の額が確定した後においても適用するものとする。

3 理事長は、第1項の規定による取消しを行ったときは、公開性のある緑空間の創出支援事業助成金交付決定内容取消通知書(第14号様式)により、その旨を助成事業者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第16条 理事長は、前条第1項の規定により助成金交付の決定の内容を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて公開性のある緑空間の創出支援事業助成金返還請求書(第15号様式)により、その返還を求めなければならない。

2 助成事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、助成金返還請求書に規定された期限内に助成金の返還を行うものとする。

(助成事業者の責務)

第17条 助成事業の申請を行った助成事業者は、第11条の規定による助成金額確定の通知日から、5年間は当該緑化整備地を保全するよう努めなければならない。

2 助成事業者は、樹木等を常時良好な状態に保ち、適切な維持管理に努めなければならない。

なお、助成金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反する可能性が生じた場合は、理事長と協議を行うものとする。

3 助成事業の申請を行った助成事業者は、第11条の規定による助成金額確定の通知日の翌年度から5年度間、各年度末までに、当該緑化整備地のおおよそ1年間の維持管理状況について、公開性のある緑化空間の創出支援事業維持管理状況報告書(第16号様式)により、理事長に報告しなければならない。

4 助成事業者は、助成事業者の変更があった場合は、公開性のある緑空間の創出支援事業助成事業者変更届出書(第17号様式)により理事長に届け出なければならない。

(広報・普及啓発への協力)

第 18 条 助成事業者は、本事業を活用して実施した旨の分かる表示を掲出すること。また、「横浜みどりアップ計画」の広報や本事業の普及啓発のため、写真提供等の要請があった場合には協力をすること。

(財産処分の制限)

第 19 条 理事長が定める期間は、第 11 条の規定による助成金額確定の通知日から原則 5 年とする。

(関係書類の保存期間)

第 20 条 理事長が定める関係書類の保存期間は、第 11 条の規定による助成金額確定の通知日から 5 年とする。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、当該助成事業に必要な事項は、理事長が定める。

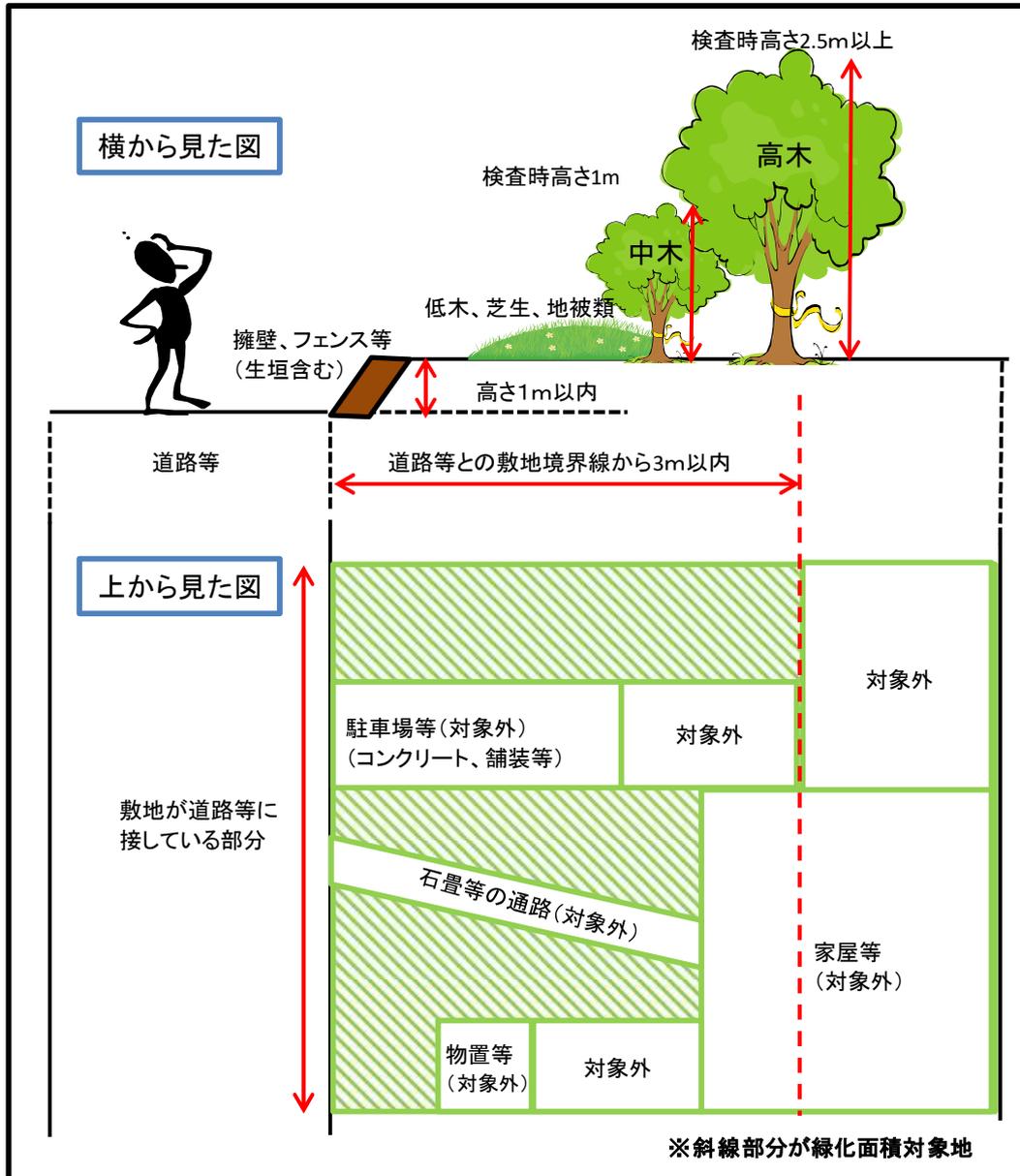
附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

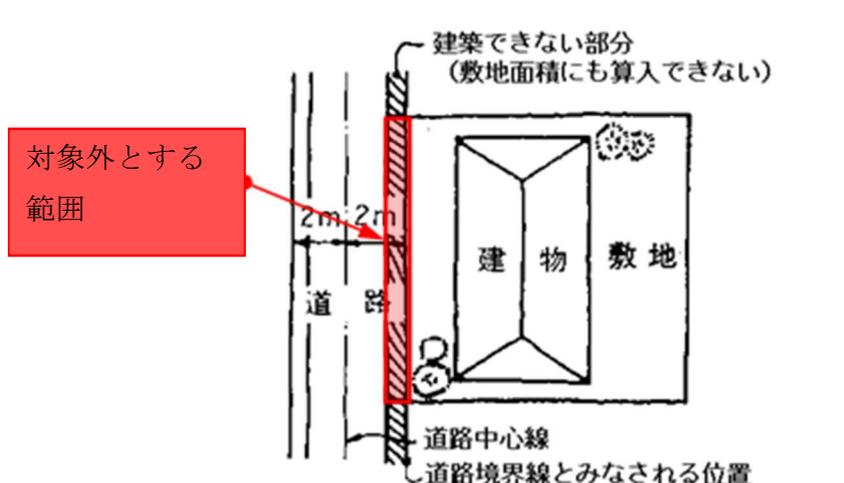
別表1（第3条、第4条、第5条）

項目	対象緑化事業	対象場所	対象内容	対象緑化面積	対象工事期間	助成額
1	地面緑化	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域 民有地で誰もが自由に立入れる建築物の敷地又は駐車場 民有地で多くの市民等が利用する駅前等の広場 	<ul style="list-style-type: none"> 中木2本以上の樹木緑化を必ず行うこと 樹木緑化 芝等緑化 プランターのみによる緑化は認めない。 	合計で 50㎡ 以上	申請する会計年度内に助成事業の完了が可能なもの	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれか少ない額 1) 対象経費の1/2 2) 上限1000万円 ・1敷地1会計年度で項目1から項目5までの組合せの合計 ・材料単価は建設物価（建設物価調査会編）等を参考とし、実施可能な単価とする。 ・労務単価は公共工事設計労務単価表を準用し、事業実施可能な単価とする。 <p>（別表3参照）</p>
2	屋上緑化	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域 民有地で誰もが自由に立入れる建築物の敷地 	<ul style="list-style-type: none"> 樹木緑化 芝等緑化 			
3	壁面緑化		<ul style="list-style-type: none"> 建築物の壁面に誘引資材または植栽基盤を設置しておこなう、ツル性の木本の植物による緑化 緑化施設が建築物の外壁と一体的に整備されている部分 			
4	フェンス・擁壁等の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域 民有地で誰もが自由に立入れる建築物の敷地、又は民有地の建築物の敷地で道路等に面する場所 	<ul style="list-style-type: none"> フェンスや擁壁を主たる誘引資材として利用する緑化で、ツル性の木本の植物によるもの。 			
5	道路等に面した緑化	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域 民有地の建築物の敷地のうち、道路等に面する場所 	<ul style="list-style-type: none"> 道路等から奥行3mまでで高低差が1m以内の敷地に整備されるもの （別図1参照） プランターのみによる緑化は認めない。 			
<p>「生物多様性の向上に寄与する緑化」とは</p> <ol style="list-style-type: none"> エコロジカルネットワーク形成の観点から、周辺地域における緑のつながりを考慮し、まとまりのある緑化として確保されること。 地域固有の生物相を考慮し、在来種中心の多様な植物種の導入と維持するための植物基盤の環境条件（土壌厚や土質、排水性等）が十分確保されていること。さらに、野鳥や昆虫など地域にふさわしい身近な生き物の生息環境や移動経路が確保できること。 普及啓発の観点から、多くの人が四季を通じ多様な花や緑に接する場とするとともに、整備と管理及び安全上の配慮がなされていること。 						

別図1 対象となる範囲（第3条第5項第1号、第2号イ）



別図2 対象外とする範囲（2項道路）（第3条第5項第2号ア）



別表2 土壌厚の基準例（第3条第6項）

		自然土壌	改良土壌	人工土壌
樹木緑化	高木	60cm		40cm
	中木	45cm		25cm
	低木	30cm		15cm
芝等緑化		10cm		5cm

別表3 助成額の考え方

助成対象経費	助成金限度額
① 緑化に係る基盤整備及び灌水施設の工事費	別表1の通り
② 緑化に係る基盤整備及び灌水施設に要する材料、土壌並びに樹木等の購入費	
③ 樹木等の植栽費	
④ 緑化に係る荷揚費、運搬費、労務費、園路、ベンチ、植栽地の見切材や柵等、樹木保護蓋等の緑化関連施設の整備費、及び第3条3項1号の壁面緑化を行うための誘引施設。ただし、パネル工法等による緑化の場合、土壌に類似植物を支える資材部分は基盤整備とみなすことができる。	助成対象経費①～③の合計の30%以内を上限として、含むことができる。